

Chapter

---

1

法令および法条文の  
組立てのルール・  
分かりやすさの工夫

---

# 1

## はじめに

### 1 六法とは

本書をひとく人の大部分は、いわゆる「六法」を手元に持っておられると思います。

六法とは本来、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の六大法典を指す言葉です。しかし、日常的には、これら六法とその他の法令を収録している法令集のことを一般に「六法」と呼んでいます。

例えば、有斐閣からは、『六法全書』、『ポケット六法』、『判例六法』などの法令集が出されています。岩波書店や三省堂などからも、それぞれ編集に工夫をこらしたものが出されています。

日常的に使うものとしては、『ポケット六法』（有斐閣）、『デイリー六法』（三省堂）、『判例六法』（岩波書店）の厚さで十分です。

### 2 法令の数

最も大部な『六法全書』であっても、わが国のすべての法律や政令、省令が収められているわけではありません。

デジタル庁運営の「e-Gov（イーガブ）法令検索」に登録されている法令の数は、法律が2069件、政令・勅令が2392件（うち、勅令が64件）、府令、省令が4253件となっています（2022（令和4）年1月現在）。

これ以外にも、条約、（最高裁判所規則などの）規則、訓令、告示等の法形式がありますので、それらも合わせたすべての法規の数は相当な数になります。これらの法令をすべて収めたものとしては、100巻を超える差替え式の法令集（『現行日本法規』（法務省編、ぎょうせい）、『現行法規総覧』（衆議院法制局・参議院法制局編、第一法規）など）が出されており、図書館などに備えられています。

参考 「溶け込み方式」

毎年、法律だけでも、80～100件が国会で成立しています（令和3年の通常国会および臨時国会での成立法律は、86件でした。）。

それなのに、あまり数が増えていないのはどうしてでしょうか。

それは、成立し、公布される法律のかなりの部分を、「○○法の一部を改正する法律」という題名を持つ一部改正法が占めているからであり、日本では、立法のルールとして、このような一部改正法は、公布され、施行されると同時に、改正部分自体は、既存の元の法律である○○法の中に溶け込んでしまうという、「溶け込み方式」を採用しているからです。

そしてこのことは、法律だけでなく、政令や省令、告示などでも同じです。

### 3 法令とは

行政手続法を見ると、「法令」とは、「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。」と定義されています。法律は、国会が制定する法形式ですが、命令は、政令、省令など行政機関が制定する法形式のことと指しています（95頁参照）。

本書では、これら法律と命令を併せて取り上げる場合には、「法令」という文言を用いています（以下では、「法律」という用語と「法令」という用語とは区別して用いていることに留意してください。）。

条文 行政手続法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。  
(第二号以下、略)

## 2

## 法令の題名と六法の引き方

## 1 名は体を表す

原則として、法令には題名が付いています。

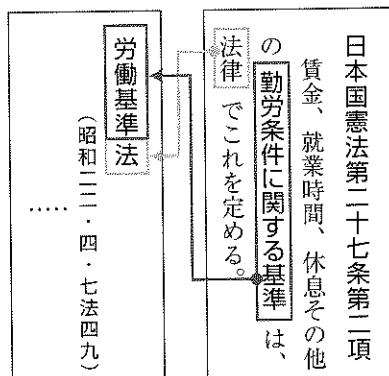
題名は、一目でその法令の目指しているものは何かが理解できるようにという思いを込めて付けられているということができます。

例えば、「労働基準法」という題名です。憲法27条2項を見ると、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定されています。こ

れは、賃金、就業時間、休息、その他の勤労条件の基準は、現在の日本社会の大原則である契約自由の原則（[126頁参照](#)）に100%任せるのではなくて、法律でその基準を設定することを憲法が規定しているものです。

この憲法にある「勤労条件に関する基準」という言葉の中の「勤労」を「労働」と置き換えてみると、「労働基準法」という題名の由来は一見して明らかだといえます。

図表 名は体を表す



## 中には長い名前もある

題名には「労働基準法」、「民法」のようにすっきりしたものもあれば、ダラダラと長いものもあります。特に、法律ではなく政令や省令、告示になると、その政令、省令、告示の性格・内容を、題名によって、正確にうまく表そうという気持ちが先に立つのか、かなり長くなっているものがあります。

例えば、労基法に基づく政令で、時間外・休日労働の割増賃金率を定めるものがあります。この政令の正式な名称は、「労働基準法第37

条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令」(平成6年政令第5号)です。一般的に使われているその政令の略称である「割増賃金率令」あるいは「割増賃金率に関する政令」と比べると、その長さが少々目立ちます。

## 名無しの権兵衛もいる

いずれにしても法令には題名が付くのが原則ですが、戦前の法令のごく一部には、題名の付いていないものもあります。

例えば、労働法の一環としても位置付けることのできる、「身元保証ニ関スル法律」(昭和8年法律第42号)です。これは、実は題名がありません。しかし、題名がないのは何かと不便なので、その公布文の中にある「身元保証ニ関スル法律」という文言を題名の代わりとして使っているものです。このようなものは、題名と区別するため「件名」と呼んでいます。

また、労基法を読んでいると、その附則に属する第123条に「昭和14年法律第87号」という法律があるのに気付きます。この法律の件名は「青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル件」というものですが、題名がないので、その法令番号(☞8頁参照)だけが掲げられているわけです。

## 名前が変わることもある

題名も法令の一部ですから、これを変えるには、例えば法律の題名であれば、当然、国会の議決が必要です。

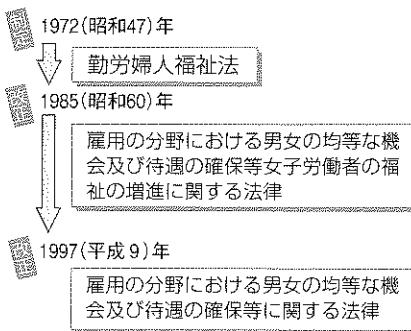
労働法の領域での例としては、1985(昭和60)年に、「勤労婦人福祉法」(昭和47年法律第113号)が大改正され、その題名も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」、いわゆる男女雇用機会均等法へと生まれ変わった例があります。そして、同法は、1997(平成9)年に再び大改正された

条文	
労働基準法	
第一百二十三条	附 則
年齢法、労働者災害扶助法、工業労働者最低工場法、商店法、	(抄)
黄煙燐寸製造禁止法及び昭和十四年法	
律第八十七号は、これを廢止する。	

ため、その題名も、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正されて現在に至っています。

ちなみに、法律の改正に際して、題名や第1条の目的規定まで改正されるのは、その法律の基本的部分に及ぶ相当大きな改正の場合であるということができます。なぜなら、それらの題名や目的規定は、その法律の基本的な部分を凝縮して体現しているものだからです。

**図表 改正内容に合わせて名前が変わる  
～男女雇用機会均等法～**



## 2 狙った法令を探し出す

六法から狙った法令を引く方法は簡単です。六法の扉（表の表紙）を開けると、アイウエオ順の法令名索引が出てきます。

例えば「労働基準法（労基法）」であれば、「ろ」のところで探せば同法の名称が書かれており、その下に収録ページが書かれているので、そこを開けばよいのです。

アイウエオ順の法令名索引を探しても、該当法令が出てこない場合は、引こうとする法令名が間違っているか、あるいは残念ながらその六法には、狙いの法令は収録されていないかどちらかです。前者の例であれば、正しい法令名を確認してからもう一度引いてみるということになりますし、後者の場合であってどうしてもそれを見たいときには、もっと収録法令数の多い六法あるいは『現行日本法規』（[2頁参照](#)）などを見るしかないということになります。

なお、インターネットであれば、間違えた法令名で検索しても、ヒットした記事の中から正式な法令名を探し出し、そのままイーガブ（e-Gov 法令検索）で該当法令等にたどりつくことができます。



図表 法令名索引から目的の法令を引く

法 令 名 索 引	
	* 参照条文等で使用して いる法令名略語を( ) に掲げた。
あ	あっせん利得処罰法 → 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律
い	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃約)(抄) → 第五十六 安保条約 → 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 → 第五十七
う	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育介)(育児・介護休業法)(抄) → 第五十八
え	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律 (育介)(育児・介護休業法)(抄) → 第五十九
お	遺言の方式の選択法に関する法律 (遺言準備法) → 第一〇三
か	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 (一般法人)(抄) → 第六〇
そ	労働関係調整法(労調) → 第八五 労働基準法(労基) → 第七五 労働基準法施行規則(労基規則) → 第二二条 第五条、第三六条、第七五条及び第一〇六条に注記
く	労働組合法(労組) → 第七五 労働契約承継法 → 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (労働契約承継法) → 第一二三 労働契約法(労契) → 第一〇九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (労働施策推進法)(労契) → 第八五 労働者災害補償保険法(労災)(抄) → 第一〇九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (労派遣)(労働者派遣法)(抄) → 第八九
り	利息制限法(利息) → 第三四 リベンジボルノ防止法 → 第三四 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(抄) → 第五二

出典:『ポケット六法 令和4年版』(有斐閣発行)より抜粋

一言  
「(抄)」という表記

法令名索引を見ると、法令名の下に「労働者災害補償保険法(抄)」というように、「抄」という文字が付されたものがあります。これは、当該法令は全文が収録されておらず、重要なと思われる部分のみの抄録であることを表しています。